

## 仰星ニューズレター

# ワンポイント会計基準

### vol. 251 「2022年6月第1四半期の四半期報告書について」

2022年6月末に到来する第1四半期に係る四半期報告書の改正点について説明します。  
なお、四半期報告書の作成にあたっては、下記のほか、今後の実務動向にご留意ください。

#### 1. 東京証券取引所の市場区分の見直し

東京証券取引所の新市場区分（プライム市場・スタンダード市場・グロース市場）及び名古屋証券取引所の新市場区分（プレミアム市場・メイン市場・ネクスト市場）が2022年4月4日よりスタートしました。これにより、四半期報告書の第3【提出会社の状況】 1【株式等の状況】 (1)【株式の総数等】 (2)【発行済株式】には、該当する新しい市場区分が記載されます。

#### 2. 時価の算定に関する会計基準の適用指針（2021年改正）の適用

2021年6月17日に改正された「時価の算定に関する会計基準の適用指針」において、投資信託の時価の算定に関する取扱い及び貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資の時価の注記に関する取扱いが新設され、2022年4月1日以降開始する連結会計年度及び事業年度の期首より適用されます（早期適用しない場合）。なお、適用初年度においては、新たな会計方針を将来にわたって適用し、その変更の内容について注記するとされています（第27-2項）。これにより、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」に関して、会計方針の変更等として注記する必要があります。また、上記に関連して、一定の要件に該当し、四半期連結財務諸表又は四半期財務諸表に金融商品関係の注記を付す場合、金融商品の時価等及び金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関して取扱いが新設されています（四半期連結財務諸表規則第15条の2第6項から第8項、四半期財務諸表等規則第8条の2第6項から第8項）。

#### 3. グループ通算制度への移行

2022年4月1日以後に開始する事業年度よりグループ通算制度が適用されることにあわせ、グループ通算制度を

適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号）が同年度の期首より適用されます。連結納税制度を適用している企業がグループ通算制度に移行する場合、

実務対応報告第 42 号の適用は、「会計基準等の改正に伴う会計方針の変更に該当するが、会計方針の変更による影響はないものとみなす。また、会計方針の変更に関する注記は要しない。」とされています（第 32 項(1)）が、実務対応報告第 42 号を適用したことを開示することが財務諸表利用者にとって有用と考えられる場合には、追加情報として記載することが考えられます。

#### 4. 四半期レビュー報告書の欄外記載について

2021 年 5 月に改正された公認会計士法の施行日（2021 年 9 月 1 日）後においては、電磁的方法により電子署名を付した四半期レビュー報告書を作成することが可能になりました。これを受けて、既に 2022 年 3 月期の第 2 四半期又は第 3 四半期より欄外記載を変更している場合が多いと考えられますが、2022 年 6 月第 1 四半期の四半期報告書においても同様の記載とする必要があると考えられます。なお、書面又は電磁的方法のいずれにおいても利用可能な記載として、例えば、以下の欄外記載の表現が考えられます。

「1. 上記の四半期レビュー報告書の原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。」

以上